

鹿児島県の死亡野鳥における鳥インフルエンザウイルス ウイルス分離検査陰性について

令和3年12月7日（火）

<鹿児島県同時発表>

鹿児島県出水市で令和3年12月3日（金）に回収されたマガモ1羽の死亡個体について、ウイルス分離検査を実施したところ、鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった（陰性）旨の報告がありました。

このため、令和3年12月5日（日）に指定した野鳥監視重点区域を解除します。

1. 経緯

- 12月3日（金） ・ 鹿児島県出水市でマガモ1羽の死亡個体を回収（簡易検査は陰性）
- 12月5日（日） ・ 鹿児島大学で遺伝子検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
 - ・ 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 12月7日（火） ・ 鹿児島大学においてウイルス分離検査を実施した結果、鳥インフルエンザウイルスは検出されなかった
 - ・ 12月5日（日）に指定した野鳥監視重点区域を解除

2. 今後の対応

- ・ 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視を継続します。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれましては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

(参考) 野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場周辺での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課

鳥獣保護管理室

代 表 03-3581-3351

直 通 03-5521-8285

室 長 東岡 礼治 (内線 6470)

室長補佐 村上 靖典 (内線 6675)

係 長 庄司 亜香音 (内線 6473)

担 当 安藤 滉一 (内線 6478)